



マンション管理士プロフェッショナルパートナーズとは？

マンション管理士の起業環境の整備と事業展開の効率化をもって管理組合がマンション管理士を活用しやすい環境を構築することを目的として、実際にマンション管理士として事業展開している一都三県のマンション管理士が中心となって2005年12月に設立した有限責任事業組合(LLP)です。当組合が独自の研修制度により認定するマンション管理士をプロナーズ認定アドバイザーといいます。

2018年9月24日(月・祝日) 13:30~ TKP スター貸会議室お茶の水駅前 カンファレンスルーム 1

東京都千代田区神田駿河台 2-1-18 ユニゾ御茶ノ水ビル(旧常和御茶ノ水ビル) 2階

JR「御茶ノ水駅」御茶ノ水橋口より徒歩1分。東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」1番出口徒歩2分。

東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B1出口より徒歩3分。

(開場13:15)

第一部 (13:30~15:00)

「大規模修繕 不適切コンサル問題

～ 素人集団を食いものにする談合、リベート、バックマージンの罠 ～

時には戸当たり100万円を超えるような多額の費用も掛かるマンションの大規模修繕。これを発注する専門的な知識が十分ではないことが多い管理組合の味方を装い、談合を仕組み、リベート、バックマージン等で暴利を貪る不適切コンサルタントの存在が、昨今、指摘されています。その実態や、このような不適切コンサルが横行する背景、今後の管理組合がどのように取り組んでいくべきかをマンション管理士の視点でお話します。

講師：プロナーズ理事 重松 秀士(マンション管理士)



第二部 (15:10~16:30)

「専有部分へ修繕積立金を使うことに対する最高裁判決についての弁護士視点での考察」

修繕積立金を専有部分の修繕工事に使うことが一定の前提の基に妥当だと判断された裁判例がありました。そもそも修繕積立金というものの位置づけ、短絡的にOKとされた訳ではない前提条件や背景、またこのような争いになる前に管理組合として取り組むべきこと等について、プロナーズの顧問弁護士である中原先生に解説、指南して頂きます。

講師： 中原 茂(弁護士・マンション管理士)



質疑応答(最長16:40まで)

参加費用： 資料代1,000円/人(当日会場で申し受けます) 定員： 50名 先着順

※ 内容、時間は主催者側の事情で予告なく変更になることがありますので、ご了承ください

主催者 有限責任事業組合 マンション管理士プロフェッショナルパートナーズ

〒231-0033 横浜市中区長者町5-75-1 スクエア長者町907 <http://www.pro-ners.com/>

TEL:045-242-8417 FAX:045-242-8506 E-mail: info@pro-ners.com

～申込方法～ 下記申込書によるFAXまたは電子メールでお申込下さい。

※ プロナーズのサイト(<http://www.pro-ners.com/>)のセミナー告知記事の申込フォームからお申込みできます。

セミナー参加申込書(FAX:045-242-8506) 第13回プロナーズマンション管理セミナーに参加申込を致します。

お名前			※ 該当するものに○を付けてください。 1 管理組合(理事長・役員・専門委員・区分所有者) 2 マンション管理士 3 その他()
ご住所	マンション名:		
ご連絡先	TEL: FAX:	E-mail:	

ご記入頂いたお名前、メールアドレスなどの個人情報は、本セミナー・相談会の出席、相談内容等の確認、及び今後、当組合が開催する催し物のご案内に利用させて頂き、それ以外の目的に利用したり、第三者に提供することはありません。